

新旧対照表

浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則（令和2年規則第30号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（画像及び記録媒体の外部提供）</p> <p><b>第8条</b> 市長は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第1項又は第2項第1号、第3号若しくは第4号</u>に規定する場合には、画像及び記録媒体を他に提供することができる。</p> <p>2～4 省 略</p> <p>（<u>個人情報保護に関する法律の遵守</u>）</p> <p><b>第10条</b> この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、<u>個人情報保護に関する法律</u>に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（画像及び記録媒体の外部提供）</p> <p><b>第8条</b> 市長は、<u>浦安市個人情報保護条例（平成15年条例第32号）第6条第1項ただし書</u>に規定する場合には、画像及び記録媒体を他に提供することができる。</p> <p>2～4 同 左</p> <p>（<u>浦安市個人情報保護条例の遵守</u>）</p> <p><b>第10条</b> この規則に定めるもののほか、管理責任者及び取扱担当者は、<u>浦安市個人情報保護条例</u>に規定する事項を遵守し、個人情報保護のため適切な措置を講じなければならない。</p>